

水質検査結果 (地下水)

○地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)

年間1回実施。(上流 平成29年7月28日採取・下流平成29年7月10日採取) (単位:mg/ℓ)

番号	項目	基準値 (mg/ℓ 以下)	計 量 値		計 量 の 方 法
			上 流	下 流	
1	カドミウム	0.003	0.0003 未満	0.0003 未満	規格55. 4
2	全シアン	検出されないこと	0.1 未満	0.1 未満	規格38. 1. 2および規格38. 3
3	鉛	0.01	0.005 未満	0.005 未満	規格55. 4
4	六価クロム	0.05	0.02 未満	0.02 未満	規格65. 2. 1
5	ヒ素	0.01	0.005 未満	0.005 未満	規格61. 2
6	総水銀	0.0005	0.0005 未満	0.0005 未満	昭和46環告59号付表1
7	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	昭和46環告59号付表2
8	PCB	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	昭和46環告59号付表3
9	ジクロロメタン	0.02	0.002 未満	0.002 未満	JIS K 0125 5.2
10	四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2
11	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004 未満	0.0004 未満	JIS K 0125 5.2
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002 未満	0.002 未満	JIS K 0125 5.2
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004 未満	0.004 未満	JIS K 0125 5.2
14	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005 未満	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006 未満	0.0006 未満	JIS K 0125 5.2
16	トリクロロエチレン	0.01	0.002 未満	0.002 未満	JIS K 0125 5.2
17	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005 未満	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2
19	チウラム	0.006	0.0006 未満	0.0006 未満	昭和46環告59号付表4
20	シマジン	0.003	0.0003 未満	0.0003 未満	昭和46環告59号付表5 第1
21	チオベンカルブ	0.02	0.002 未満	0.002 未満	昭和46環告59号付表5 第1
22	ベンゼン	0.01	0.001 未満	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
23	セレン	0.01	0.002 未満	0.002 未満	規格67. 2
24	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10	0.60	0.40	規格43. 1. 2及び規格43. 2. 5
25	フッ素	0.8	0.08 未満	0.08 未満	昭和46環告59号付表6
26	ほう素	1	0.1 未満	0.1 未満	規格67. 4
27	クロロエチレン	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	平9環告第10号付表
28	1,4-ジオキサン	0.05	0.005 未満	0.005 未満	昭和46環告59号付表7

○ダイオキシン類に係る土壌の測定結果

(単位 : pgTEQ/ℓ)

番号	項目	基準値	下流井戸周辺	測定方法
29	土壌	1000	23	土壌調査測定マニュアル

○ダイオキシン類に係る環境水(地下水)の測定結果

(単位 : pgTEQ/g-dryℓ)

番号	項目	基準値	上 流	下 流	測定方法
30	環境水(地下水)	1	0.036	0.031	JIS K 0312

水質検査結果 (表流水)

○ 有害物質の一律排水基準(共同省令第2条第1項第4号)
年間1回実施。(平成29年 7月 10日採取)

(単位 : mg/ℓ)

番号	項目	基準値 mg/ℓ	計 量 値 mg/ℓ		計量の 方法
1	カドミウム及びその化合物	0.03	0.01	未満	JIS K0102.55.1
2	シアン化合物(全シアン)	1	0.1	未満	JIS K0102.38.1.2及び38.2
3	有機燐化合物	1	0.1	未満	昭和49環告64号付表1
4	鉛及びその化合物	0.1	0.01	未満	JIS K0102.54.1
5	六価クロム化合物	0.5	0.04	未満	JIS K0102.65.2.1
6	砒素及びその化合物	0.1	0.01	未満	JIS K0102.61.2
7	水銀・アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0005	未満	昭和46環告59号付表1
8	アルキル水銀水銀化合物	検出されないこと	0.0005	未満	昭和46環告59号付表1
9	PCB	0.003	0.0005	未満	昭和46環告59号付表3
10	トリクロロエチレン	0.1	0.02	未満	JIS K0125.5.2
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.005	未満	JIS K0125.5.2
12	ジクロロメタン	0.2	0.02	未満	JIS K0125.5.1
13	四塩化炭素	0.02	0.002	未満	JIS K0125.5.2
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004	未満	JIS K0125.5.2
15	1,1-ジクロロエチレン	1	0.02	未満	JIS K0125.5.2
16	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.04	未満	JIS K0125.5.2
17	1,1,1-トリクロロエタン	3	0.005	未満	JIS K0125.5.2
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006	未満	JIS K0125.5.2
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002	未満	JIS K0125.5.2
20	チウラム	0.06	0.006	未満	昭和46環告59号付表5第1
21	シマジン	0.03	0.003	未満	昭和46環告59号付表5第1
22	チオベンカルブ	0.2	0.02	未満	昭和46環告59号付表5第1
23	ベンゼン	0.1	0.01	未満	JIS K0125.5.2
24	セレン及びその化合物	0.1	0.01	未満	JIS K0102.67.2
25	アンモニア性窒素	10	0.9		JIS K0102.42及び42.3
26	硝酸性窒素	10	4.1		JIS K0102.43.1.1
27	亜硝酸性窒素	10	0.04		JIS K0102.43.2.3
28	ほう素セレン及びその化合物	0.1	0.2		JIS K0102.67.2
29	ふっ素及びその化合物	10	0.1	未満	JIS K0102.47.3
30	1,4-ジオキサン	0.5	0.05	未満	昭和46環告59号付表7

水質検査結果 (表流水)

○排水基準 (水質汚濁防止法総理府令) 生活環境項目
 その他 (採取年月日:平成29年 7月 10日)

	項 目	基準値(mg/ℓ)	計 量 値
1	水素イオン濃度	5.8 ~ 8.6	別表-1のとおり
2	BOD	60	
3	COD	90	
4	SS	60	
5	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	5	0.5未満
6	n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30	0.5未満
7	フェノール類含有量	5	0.05未満
8	銅含有量	3	0.1未満
9	亜鉛含有量	5	0.02
10	溶解性鉄含有量	10	1.1
11	溶解性マンガン含有量	10	0.6
12	クロム含有量	2	0.04未満
13	窒素	120	別表-1のとおり
14	磷	16	
15	大腸菌群数	3000	

別表-1

項目 単位	水素イオン濃度	BOD	COD	浮遊物質(SS)	窒素含有量	磷含有量	*大腸菌群数	電気伝導率	
	pH(℃)	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	個/cm2	上流側	下流側
採取月	ms/m								
6月 22日	7.5/21	7.8	18.0	6.2	4.1	0.44	5000	28	41
7月 10日	7.4/22	9.4	85.0	11.0	8.8	1.00	19000	28	42
7月 28日	7.2/22	9.6	48.0	14.0	4.7	1.00	22000	-	40
8月 24日	7.5/22	4.1	19.0	8.6	3.9	0.96	3500	27	44
9月 26日	7.2/19	5.2	32.0	5.3	3.8	0.50	3,000以下	29	45
10月 27日	7.5/20	2.0	9.9	4.7	2.6	0.54	3,000以下	28	30
11月 21日	7.7/20	3.2	7.1	2.3	0.7	0.18	3,000以下	23	34
12月 11日	7.7/20	1.6	4.5	2.1	0.6未満	0.13	3,000以下	24	53
1月 16日	7.4/21	2.5	6.9	9.9	1.1	0.16	3,000以下	26	59
2月 13日	8.0/21	3.1	8.6	57	1.0	0.25	3,000以下	23	62
3月 1日	7.2/19	8.5	43.0	76.0	8.0	1.50	3,000以下	25	63
基準値	5.8 ~ 8.6	60	90	60	120	16	3000	-	-
計量の 方法	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	JIS K 0102 21 及び32.3	JIS K 0102 17	昭和46 環告59号 付表9	JIS K 0102 45.2	JIS K 0102 46.3.1	昭和37厚省 建省令1号 別表1	JIS K 0102 13	JIS K 0102 13

※井戸ポンプ故障につき測定出来ず。(7月28日上流側)